

## 補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市姉妹都市等交流事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	佐渡市の市民団体が、市と提携する姉妹都市等との交流事業を積極的に行うことで、友好関係の発展に寄与するため、姉妹都市等交流事業に要する経費に対し、補助金を交付する。
補助事業者	姉妹都市等との交流事業を行う者
補助対象経費	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	派遣100万円、受入30万円
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2以内
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	事業実施数 4
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成21年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当	（担当部署） 総務課 総務係
	（電話番号） 0259-63-3111